

(様式①)

事業計画書目次

[こども青少年局]

6款3項2目 こども家庭福祉費

(単位：千円)

計画書頁	事業名	令和3年度		令和2年度		増△減(3-2)		38 の 政策	新規・ 拡充
		総額	一財+市債	総額	一財+市債	総額	一財+市債		
128	里親推進事業	18,686	9,344	20,988	10,802	▲ 2,302	▲ 1,458	○	
129	児童虐待防止啓発地域 連携事業	69,987	36,507	57,077	31,810	12,910	4,697	○	○
130	児童福祉事業諸費	2,488	879	1,688	1,129	800	▲ 250		
131	女性相談保護事業	132,840	94,464	131,721	93,926	1,119	538	○	
132	女性緊急一時保護施設 補助事業	35,067	21,430	33,205	33,205	1,862	▲ 11,775	○	○
133	ひとり親家庭等自立支 援事業	213,032	76,880	209,489	76,249	3,543	631	○	○
135	ひとり親世帯フードサ ポート事業	22,543	22,543	0	0	22,543	22,543		○
136	虐待・思春期問題情報 研修センター運営費補 助事業	486,202	0	966,009	0	▲ 479,807	0		
137	施設等退所後児童に対 するアフターケア事業	35,943	13,522	32,913	12,007	3,030	1,515	○	○
138	金沢シーサイドライン 乗車券交付事業	33,734	33,734	33,938	33,938	▲ 204	▲ 204		
139	特別乗車券交付事業 (民営バス)	513,840	513,840	476,740	476,740	37,100	37,100		
140	こども家庭総合支援拠 点事業	376,531	227,438	0	0	376,531	227,438	○	○
141	障害児通所支援事業	14,397,726	3,662,371	12,725,869	3,227,642	1,671,857	434,729	○	○
142	障害児制度運営事業	45,143	45,143	14,375	14,375	30,768	30,768		
143	障害児医療連携支援事 業	45,527	41,672	44,527	43,510	1,000	▲ 1,838	○	○
145	訓練・介助器具助成事 業	12,104	12,104	12,072	12,072	32	32		
146	障害児地域訓練会運営 費助成事業	77,848	77,848	85,287	85,287	▲ 7,439	▲ 7,439		
148	学齢後期障害児支援事 業	127,659	85,796	125,274	84,393	2,385	1,403	○	
150	身体障害者奨学金支給 事業	4,906	4,906	5,677	5,677	▲ 771	▲ 771		
151	障害児施設等における福祉 サービス継続支援事業 (障害児通所支援事業所分)	55,960	0	0	0	55,960	0		○
	計	16,707,766	4,980,421	14,976,849	4,242,762	1,730,917	737,659		

(様式②-1) 令和3年度事業計画書(局・統括本部)

[こども青少年局 こども家庭課]

事業名
6款3項2目
里親推進事業

特記事項
中期計画-38の政策
中期計画-行政運営
中期計画-財政運営
新規・拡充

中期計画-38の政策
政策番号
30
主な施策番号
3

令和2年度 事業評価書 番号	6-3-2 4
令和2年度 事業評価書 番号	

(単位:千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県			市債	一般財源
令和3年度	18,686	9,342					9,344
補助事業 単独事業		補助率 %					
令和2年度	20,988	10,186					10,802
増△減	△ 2,302	△ 844	0	0	0	0	△ 1,458

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予 事業費	12,646	14,210	19,860
算 市債+一般財源	6,323	7,104	10,219
決 事業費	14,974	9,522	17,749
算 市債+一般財源	8,716	4,097	9,440

歳出	令和3年度	令和4年度
予 事業費	18,794	18,794
算 市債+一般財源	9,450	9,450

方針の確認/決裁
有()・無()

【事業目的・必要性】

里親制度は、社会的養護を必要とする児童を家庭で養育し、健全な育成を支援する児童福祉法に定められた制度です。平成28年6月に改正された児童福祉法では、虐待などの理由で児童が家庭で適切な養育を受けられない場合、家庭と同様の環境で養育を行う家庭養護の推進が明確に規定されました。改正法を受け、平成29年3月には国の里親支援事業要綱及び里親委託ガイドラインが改正されました。また、平成29年8月に示された「新しい社会的養育ビジョン」では特別養子縁組や里親制度のさらなる充実強化が求められています。

本市では、学識経験者や里親、施設職員等による里親委託等推進委員会や行政の里親担当職員による検討会を重ね、具体的な取組として市民や関係機関に向けた制度理解のための広報啓発、関係機関による里親子応援ミーティング、新生児委託、委託前の里親への研修等を計画・実施しており、里親家庭の数及び里親家庭に委託する子どもの数は増加しています。

今後より一層里親委託を進めるために、制度理解を深めるための広報啓発活動、子どもたちの背景を理解し、支えることのできる里親の確保及び育成、里親家庭における養育環境の充実を図ります。

3年度については、里親制度が広く市民に理解され、活用されるための広報、委託候補児童を受け入れる里親を確保するための啓発を継続し、里親支援環境の充実に取り組みます。

【令和3年度実施内容及期待される効果】

1 普及啓発

- ・10月の里親月間を中心とした広報活動を行い、特に養育里親の普及に向けた講演会等を実施します。
- ・里親制度に関心のある方を対象とした制度説明会を定期的に実施します。(年6回予定)
また、既存の説明会の参加につなげるための前段階として里親制度説明会の縮小版を、別に開催します。(年6回予定)
- ・里親委託についての理解が深まるよう、子どもの親への丁寧な説明に加え、地域、学校等の関係機関に向けた制度説明を行います。

2 里親支援

- (1)里親研修…法定研修に加え、里親の養育力を向上し、積極的に子どもを受け入れるための現任研修等を実施します。
- (2)心理訪問支援員による新規認定里親等の相談支援
・新規認定里親等が安心して子どもを受け入れることができるよう、心理訪問支援員による相談支援を行います。
- (3)里親養育援助事業…家事ヘルパーの派遣による養育の支援(元年度利用実績 638時間)
- (4)里親賠償責任保険…里親及びフレンドホームを対象とし保険に加入します。

3 里親会との連携

- ・里親家庭の養育上の課題に対応したテーマ別研修や講演会、サロンの実施による当事者間による相談支援を行います。
- ・里親リクルート及び関係機関への制度理解のためパンフレットや啓発グッズを作成し、イベント等で配布します。
- ・里親支援機関の強化として、新たに相談員を配置するとともにサロンの開催回数を増やします。

4 里親委託等推進委員会

- ・学識経験者、里親、ファミリーホーム、施設職員、行政による里親等委託推進に向けた検討を年2回実施します。

【事業費の内訳】

(単位:千円)

	3年度	2年度	差 引	説 明
1 普及啓発	1,499	3,216	△ 1,717	啓発資料等印刷製本費、広告費
2 里親支援				里親相談支援、研修委託、養育援助事業、損害賠償責任保険
3 里親会との連携				事業委託費
4 里親委託等推進委員会	316	474	△ 158	委員謝金
5 事務費	129	129	0	旅費、消耗品費、食糧費、通信運搬費
合計	18,686	20,988	△ 2,302	

【事業スケジュール】

令和3年6月 里親委託等推進委員会の開催(年2回予定)
令和3年10月 里親月間に合わせた啓発事業の実施(講演会等)

【事業開始年度】

平成14年度(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知 雇児発第0905005号に基づく)

【根拠法令】

- ・児童福祉法第6条の4、第27条第1項第3号 ・里親支援事業実施要綱 ・里親委託ガイドライン
- ・横浜市里親家庭養育運営要綱 ・横浜市里親研修実施要綱 ・横浜市里親養育援助事業実施要綱

【根拠とするデータ等】

里親登録数(元年度)、新規里親登録数(元年度)、制度説明会開催回数(元年度)

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	養護支援係
	安藤 敦久	石橋 大輔	石渡 準

(こども青少年局ー)

(様式②-1) 令和3年度事業計画書(局・統括本部)

[こども青少年局 こども家庭課]

事業名
6款 3項 2目 児童虐待防止啓発地域連携事業

特記事項
中期計画-3.8の政策
中期計画-行政運営
中期計画-財政運営
新規・拡充

中期計画-3.8の政策
政策番号 主な施策番号
30 1

令和2年度 事業評価書番号	6-3-2 3
令和2年度 事業評価書番号	

(単位:千円)

区分	金額	財 源 内 訳				一 般 財 源 等	
		国	県	諸収入		市債	一般財源
令和3年度	69,987	32,866	613	1			36,507
補助事業 単独事業		補助率 %					
令和2年度	57,077	24,333	933	1			31,810
増△減	12,910	8,533	△ 320	0	0	0	4,697

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予 事業費	23,051	23,534	55,145
算 市債+一般財源	14,165	13,358	30,964
決 事業費	29,691	43,484	44,555
算 市債+一般財源	20,083	33,353	22,366

歳出	令和4年度	令和5年度
予 事業費	69,987	69,987
算 市債+一般財源	36,507	36,507

方針の確認/決裁 有 () ・無 ()

【事業の目的・必要性】
児童虐待防止に関する広報・啓発を行うとともに、地域における児童虐待防止のためのネットワークづくり、人材育成を推進する。

【令和3年度実施内容と期待される効果】
平成26年度に施行された「横浜市内児童を虐待から守る条例」により、毎月5日を「子供虐待防止推進の日」としたことから、更なる広報・啓発を行うとともに、関係機関の人材育成を行い、地域における児童虐待防止ネットワークを強化する。
また、各区要保護児童対策地域協議会（要対協）の事務局機能や関係各所との連携を更に強化し、虐待を未然に防止するとともに、児童虐待の早期発見と適切な対応を行うために、要保護児童等進行管理台帳システムにより、進行管理を円滑に行う。

項目	H28年度実績	H29年度実績	H30年度実績	R元年度実績	R2年度見込	R3年度見込	R4年度見込
1 虐待防止キャンペーン	全市+18区	全市+18区	全市+18区	全市+18区	全市+18区	全市+18区	全市+18区
2 子育てSOS連絡会	2回	2回	2回	2回	1回	2回	2回
3 区虐待防止連絡会(※)	368回	753回	646回	517回	800回	800回	800回
4 個別ケース検討会議	1,517回	1,629回	1,737回	1,785回	1,848回	1,905回	1,905回
5 研修・人材育成(延人数)	7,681人	7,640人	8,177人	7,568人	8,000人	8,000人	8,000人

※「区虐待防止連絡会」の件数は、実務者会議の定義を定めて、統計方法を見直したため、29年度実績以降増となっています。

事業費の内訳		項 目	内 容	R3年度	R2年度	差引
広報 啓発	1	会計年度任用職員雇用	広報啓発物品作成や啓発に従事する。	192	192	0
	2	公共交通機関を利用した広報	ポスター掲示等を実施する。	860	1,315	△ 455
	3	児童虐待防止広報・啓発	児童虐待防止について多様な方法で周知を図る。	990	3,848	△ 2,858
ネット ワーク	4	子育てSOS連絡会	要保護児童の早期発見や適切な支援を図るため、全市的な広報啓発や児童虐待防止対策の調整等を実施する。	341	341	0
	5	区児童虐待防止連絡会	各区において、地域の要保護児童の把握、情報交換、支援について検討・協議を行う要対協の強化を更に図る。	8,377	12,830	△ 4,453
環境	6	要保護児童進行管理台帳システム	要保護児童進行管理台帳システム用端末のリース及びシステム設定を行う。システム運用後の不具合に備える。	2,640	5,392	△ 2,752
人材 育成	7	区職員・地域関係機関等研修	区職員及び地域関係機関等への研修を行うことにより、人材育成や母子保健・教育・福祉等の各分野との連携を図る。	950	1,500	△ 550
機関 連携	8	子どもの電話相談機関補助金	電話相談機関であるNP0へ運営費補助を実施し、相談体制の拡充や児童権利擁護等を支援する。	800	800	0
	9	医療機関との連携強化	医療機関向けの研修を実施し、子どもの外傷や保護者の受診を通して、虐待通告が速やかに行えるように支援する。	200	200	0
未就園児 把握調査	10	未就園児等把握調査	未就園で福祉サービス等を利用しておらず、安否の確認ができていない児童の安全確認に係る調査を実施する。	23,637	30,659	△ 7,022
相談体制 の強化	11	LINE相談	LINEによる虐待相談受付を行う。	30,000	0	30,000
児相の あり方検討	12	児童相談所あり方検討	児童虐待対応強化に向け児童相談所のあり方を検討する。	1,000	0	1,000
計				69,987	57,077	12,910

【事業スケジュール】
●広報・啓発 年間を通してキャンペーンや広告啓発 3月に検証実施
●ネットワーク 子育てSOS連絡会→6月、12月 区虐待防止連絡会→通年
●環境 進行管理を円滑に行うためのシステムをチェックし、不具合があれば解消する（通年）
●人材育成 4月→新任者研修 5月～8月→実地研修 9月～11月→スキルアップ研修 通年→スーパーバイズ等
●機関連携 5月～7月→関係機関との調整 8月～3月→研修実施
NPO連携については、3月に検証実施、4月補助金交付
●未就園児調査 所属のない居所不明児童等を調査（参考 令和2年度：6月1日 調査基準日、12月 国へ報告）
●相談体制強化 5県市で連携して「かながわ子ども家庭110番相談LINE」を運用する（通年）
●あり方検討 児童虐待対応強化に向け児童相談所のあり方を検討（通年）
【事業開始年度】 平成17年度
【根拠法令】 児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、横浜市内児童を虐待から守る条例
【根拠とするデータ等】
児童虐待相談対応件数（令和元年度）

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	児童虐待・DV対策担当
	柴山 一彦	阿部 礼以亜	渡部 慶亮

(こども青少年局)

(様式②-1) 令和3年度事業計画書(局・統括本部)

[こども青少年局 こども家庭課]

事業名
6款 3項 2目 児童福祉事業諸費

特記事項
中期計画-38の政策
中期計画-行政運営
中期計画-財政運営
新規・拡充

中期計画-38の政策
政策番号 主な施策番号

令和2年度 事業評価書 番号	-
令和2年度 事業評価書 番号	

(単位:千円)

区 分	金 額	財 源 内 訳				一 般 財 源 等	
		国	県	財産収入		市債	一般財源
令和3年度	2,488	1,568		41			879
補助事業		1,568					
単独事業		補助率 %					
令和2年度	1,688	518		41			1,129
増△減	800	1,050	0	0	0	0	△ 250

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予 事業費	1,517	2,382	1,798
算 市債+一般財源	1,374	1,702	1,447
決 事業費	1,294	1,250	936
算 市債+一般財源	610	1,005	894

歳出	令和4年度	令和5年度
予 事業費	1,334	1,018
算 市債+一般財源	977	977

方針の確認/決裁
有 () 無 ()

【事業の目的・必要性】

神奈川県下児童福祉施設入所児童の福祉の向上を図ることを目的とし、施設職員の専門性を高めるための研修会の開催や、児童の発達状況に合わせた心身の鍛錬や施設間交流を図るための文化体育行事の開催等を実施する団体への補助を行います。また、厚生労働省の委託調査にかかる費用を支弁します。

【令和3年度実施内容と期待される効果】

- 団体・行事補助
施設入所児童の福祉の向上と福祉思想の普及を図るための体育・文化行事等への補助
(1) 団体補助
ア 神奈川県児童福祉文化体育協会補助金
イ 神奈川県児童福祉施設職員研究会補助
(2) 行事補助
ア 母と子の集い
- 厚生労働省委託調査
5種類の調査を5年ごとに実施

【実績及び今後見込み】

1 団体・行事補助(大会、研究会の開催実績)

項目	29年度実績	30年度実績	元年度実績	2年度(予算)	3年度(見込み)
神奈川県児童福祉文化体育協会補助金※	7回	6回	8回	7回	7回
神奈川県児童福祉施設職員研究会補助	10回	10回	9回	10回	10回
母と子の集い	1回	1回	1回	1回	1回

※卓球(6月)、野球・ソフトボール・水泳(8月)、駅伝・女子駅伝(11月)、作品展(2月)を実施

- 子育て支援員研修(社会的養護コース)
開催実績(29年度...1回 30年度...1回 元年度...0回)
- 厚生労働省委託調査
＜過年度実績＞
28年度 全国ひとり親世帯等調査
29年度 児童養護施設入所児童等調査
元年度 全国家庭児童調査(企画調整課で実施)

【事業費の内訳】

項目	3年度	2年度	差引
団体・行事補助	389	389	0
神奈川県児童福祉文化体育協会	220	220	0
神奈川県児童福祉施設職員研究会	94	94	0
母と子の集い	75	75	0
子育て支援員研修	0	500	△500
厚生労働省委託調査	1,568	268	1,300
事務費	531	531	0
合 計	2,488	1,688	800

【事業開始年度】

- 神奈川県児童福祉文化体育協会補助金(昭和37年から行事の共催、55年から補助金執行)
- 神奈川県児童福祉施設職員研究会補助(昭和48年から補助金執行)
- 母と子の集い(昭和54年から補助金執行)
- 子育て支援員研修(平成28年度開始)

【根拠法令】

横浜市措置児童文化体育活動補助金交付要綱
横浜市児童福祉施設職員研修会補助金交付要綱
横浜市母子生活支援施設「母と子のつどい」補助金交付要綱
子育て支援員研修事業に係る神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市における協定書

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長 安藤 敦久	係長 石橋 大輔	養護支援係 染谷 千尋
--------------------	-------------	-------------	----------------

(様式②-1) 令和3年度事業計画書(局・統括本部)

[こども青少年局 こども家庭課]

事業名
6款 3項 2目 女性相談保護事業

特記事項
中期計画-38の政策
中期計画-行政運営
中期計画-財政運営
新規・拡充

中期計画-38の政策
政策番号 主な施策番号
30 4

令和2年度 事業評価書 番号	6-3-2 5
令和2年度 事業評価書 番号	

(単位:千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県		諸収入	市債	一般財源
令和3年度	132,840	37,012	1,030		334	0	94,464
補助事業 単独事業		補助率 %					
令和2年度	131,721	36,435	1,030		330	0	93,926
増△減	1,119	577	0	0	4	0	538

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予 事業費	120,633	126,860	127,078
算 市債+一般財源	100,934	98,993	91,501
決 事業費	122,428	129,674	129,600
算 市債+一般財源	95,444	94,092	93,726

歳出	令和4年度	令和5年度
予 事業費	132,840	132,840
算 市債+一般財源	94,464	94,464

方針の確認/決裁
有 () 無 ()

【事業の目的・必要性】

女性相談保護事業は、女性福祉の相談・支援事業で、「売春防止法」及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」により規定されています。
各区福祉保健センターにおいて女性福祉相談を実施し、DVをはじめとする女性の抱える様々な問題に対して相談、自立に向けた支援を行っています。
平成19年7月のDV防止法の改正により、DVに関する市町村基本計画の策定と配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすことが市町村の努力義務となったことを踏まえ、平成23年9月、計画の策定とDV相談支援センター業務を開始しました。
また、DV被害者支援の一環として加害者更生プログラムを実施する民間団体に対し、ファシリテーター人件費等の補助を行っています。

【令和3年度実施内容と期待される効果】

前年度に引き続き、各区福祉保健センターにおいて女性福祉相談など、DV被害者等への支援を実施します。
また、横浜市DV支援センターでも、DV相談を実施し、DV被害者等の自立に向けた支援を行います。
加害者更生プログラムを実施する民間団体に補助金支出し、DV加害者等更生に向けて支援を行います。

【実績及び今後見込み】

	27年度実績	28年度実績	29年度実績	30年度実績	元年度実績	2年度見込み	3年度見込み
DVに関する相談件数	4,832	4,994	5,096	4,842	4,604	5,250	5,300
一時保護件数	225	208	215	201	211	200	200

【事業費の内訳】

項目	本年度	前年度	差引	説明
人件費	129,159	127,930	1,229	給与・通勤手当等
職員研修費	379	479	△100	講師謝金等
事務費	646	656	△10	委託費・広告費・備品購入費・消耗品費
市民対応費	1,970	1,970	0	通信運搬費・旅費・印刷製本費・タクシー借上げ代
支援職員人件費補助	686	686	0	弁護士費用・移送費・緊急宿泊費等
	132,840	131,721	1,119	加害者更生プログラム、人件費補助

【事業スケジュール】

4月 女性福祉相談員採用(退職、増員による補充) 弁護士の委託(通年) 新人職員向け業務研修実施
加害者更生プログラム 実施団体への補助金交付(通年・3月事業報告確認)
業務定例会(通年)の運営 等
5月～ 女性福祉相談援助技術研修・外部講師によるテーマ別スキルアップ研修の実施 等

【事業開始年度】

昭和32年度 本事業開始 / 平成23年度 横浜市DV相談支援センター設置

【根拠法令】

売春防止法(昭和31年5月)
横浜市婦人相談員の設置(昭和32年5月25日告示83号)
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年4月・最近改正平成26年1月)
横浜市DV相談支援センター事業実施要綱(平成23年8月)
横浜市DV相談支援センター事業実施要領(平成23年8月・最近改正令和元年5月)
児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱

【根拠とするデータ等】

令和元年度 女性福祉相談の件数(横浜市)
令和元年度 横浜市DV相談支援センターへの相談件数

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	児童虐待・DV対策担当
	柴山 一彦	木寺 洋	三浦 裕也

(こども青少年局 ー)

(様式②-1) 令和3年度事業計画書 (局・統括本部)

事業名
6款 3項 2目
女性緊急一時保護施設補助事業

特記事項
中期計画-38の政策
中期計画-行政運営
中期計画-財政運営
新規・拡充

中期計画-38の政策
政策番号
30
主な施策番号
4

令和2年度 事業評価書 番号
6-3-2 8
令和2年度 事業評価書 番号

		(単位：千円)				
区 分	金 額	財 源 内 訳			一 般 財 源 等	
		国	県		市債	一般財源
令和3年度	35,067	13,637			0	21,430
補助事業 単独事業		補助率	%			
令和2年度	33,205					33,205
増△減	1,862	13,637	0	0	0	△ 11,775

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予 事業費	32,697	30,697	33,205
算 市債＋一般財源	32,697	30,697	33,205
決 事業費	32,775	31,775	35,842
算 市債＋一般財源	32,775	31,775	35,842

歳出	令和4年度	令和5年度
予 事業費	35,067	35,067
算 市債＋一般財源	21,430	21,430

方針の確認／決裁
有 () ・無 ()

【事業の目的・必要性】
本市のDV相談件数は、DVからの避難や離婚に伴う居所の喪失など、他都市と比較しても多く、相談内容も複雑化しており、支援対応困難事例が増加しています。そのような状況の下で、民間施設の果たしている役割は、実績から見ても本市のDV対策、女性相談保護事業を補完している状況にあります。
また、外国籍の女性または母子への相談支援については、単に言語の問題ではなく、出身国の文化や社会制度の違いなどの複雑な問題が絡むため、支援には高度な専門性を要します。
そのため、対応できる支援体制の充実等を図ります。

【令和3年度実施内容及期待される効果】
DV被害者が、地域での自立した生活に向けて、住宅・就労等の課題解決のために安定した環境の中で集中して取り組めるように、職員体制を確保し、きめ細かい支援の行える職員を配置します。職員は、弁護士、不動産業者等との調整・同行等の自立に向けた支援を行います。
本市市民の女性緊急一時保護の受入先確保及び事業の安定を図るため、DV防止法による委託を受けた市内民間3団体に対して運営費の補助を行います。
被害者の多様なニーズに添った支援を行うため、引き続き「女性のための一時宿泊型相談支援事業」や「生活リスクを抱える女性のための総合相談支援事業」を実施する民間団体への運営費補助を行います。
外国籍の女性または母子への相談支援を行うため、人件費等を補助し支援体制の充実を図ります。DV被害者の自立に向けた支援を行う団体に対し事業費を補助します。
中期シェルターを運営している団体に対しては、自立に向けた支援ができるよう職員人件費を補助します。

実績及び今後見込み	27年度実績	28年度実績	29年度実績	30年度実績	元年度実績	2年度見込	3年度見込
DVに関する相談件数	4,832	4,994	5,096	4,842	4,604	5,250	5,300
一時保護件数	225	208	215	201	211	200	200

(単位：千円)			
	本年度	前年度	差 引
運営費	8,000	14,000	△ 6,000
専門支援職員人件費	9,301	12,189	△ 2,888
退所後支援事業	4,480	0	4,480
外国籍女性と子どもへの支援	4,129	4,090	39
一時宿泊型相談支援事業	5,623	2,508	3,115
生活リスクを抱える女性のための総合相談支援事業	3,534	0	3,534
周産期対応職員人件費	0	418	△ 418
合計	35,067	33,205	1,862

【事業スケジュール】
補助金交付時期：分割（第1回目5月 第2回目以降各月の定期支出により支払い）

【事業開始年度】
昭和32年度

- 【根拠法令】
- ・売春防止法（昭和31年5月）
 - ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年4月・最近改正平成26年1月）
 - ・児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱
 - ・外国籍女性と子どもへの総合的自立支援事業補助金交付要綱
 - ・横浜女性緊急一時保護施設等補助金交付要綱

- 【根拠とするデータ等】
- ・令和元年度 女性福祉相談の件数（横浜市）
 - ・令和元年度 横浜市DV相談支援センターへの相談件数

課長	係長	児童虐待・DV対策担当
柴山 一彦	木寺 洋	三浦 裕也

本資料は、公正・適正に作成しました。

(子ども青少年局 ー)

(様式②-1) 令和3年度事業計画書(局・統括本部)

[こども青少年局 こども家庭課]

事業名
6款3項2目
ひとり親家庭等自立支援事業

特記事項
中期計画-38の政策
中期計画-行政運営
中期計画-財政運営
新規・拡充

中期計画-38の政策
政策番号
29
主な施策番号
6

令和2年度 事業評価書 番号	6-3-2 2
令和2年度 事業評価書 番号	

(単位:千円)

区分	金額	財 源 内 訳				一 般 財 源 等	
		国	県	その他(基金)		市債	一般財源
令和3年度	213,032	128,046		8,106			76,880
補助事業 単独事業		補助率 %					
令和2年度	209,489	133,240					76,249
増△減	3,543	△ 5,194	0	8,106	0	0	631

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予事業費	169,522	192,560	259,376
算市債+一般財源	63,069	73,600	76,162
決事業費	163,473	149,348	194,689
算市債+一般財源	59,314	64,052	56,743

歳出	令和4年度	令和5年度
予事業費	213,032	213,032
算市債+一般財源	84,986	84,986

方針の確認/決裁

有() 無()

【事業の目的・必要性】

平成14年度に母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律が成立し、これまでの児童扶養手当や母子寡婦福祉資金などの「経済的支援」中心の支援から、①子育てや生活支援 ②就業支援 ③養育費の確保策 ④経済的支援策の4本柱を基にした、総合的な自立支援を展開することになりました。また、ひとり親家庭の世帯収入の少なさや、子どもへの貧困の連鎖が全国的にも問題となっている中で、生活支援から就労支援まで総合的に支援する本事業を引き続き効率的に実施していくことが求められています。

【令和3年度実施内容と期待される効果】

ひとり親家庭に対して、資格取得や職業紹介などの就業支援を基本として充実させるほか、家庭の状況に応じた子育てや生活支援、子どもへのサポートなど、総合的な自立支援を進めることにより、世帯の生活の安定と向上を図り、児童の健全な成長の確保につなげます。

3年度実施内容

- 自立支援教育訓練給付金事業
職業能力開発のための講座を受講した場合、受講料の6割(上限20万円または80万円)を支給します。
- 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
ひとり親家庭の親及び子を対象に、高等学校卒業程度認定試験のため受講費用の一部(上限15万円)を支給します。
- 高等職業訓練促進給付金等事業
看護師等の資格取得のため最大4年を上限に修業する期間の生活費を支給します。また、修了時に修了支援給付金を支給します。
- ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業
高等職業訓練促進給付金の受給者に対して、入学準備金及び就職準備金の貸付を実施します。条件によって返還免除となります。
- 日常生活支援事業
就職活動等の自立促進に必要な事由等により一時的に支援が必要な人に、家庭生活支援員を派遣します。
- 母子家庭等就業・自立支援センター事業
就労支援を柱とした、ひとり親家庭の総合的な自立支援事業を実施します。
【内容】18区への出張就労相談、職業紹介、養育費の取決め等の法律相談、夜間電話相談、養育費セミナー、SNS就労サポート事業等
- 就職支援セミナー・講習会事業
就職支援セミナーや、就職に役立つ資格を取得するための講座を行います。
- ひとり親家庭支援環境整備事業
ひとり親家庭に対する情報提供や相談、講習会、ひとり親家庭の交流を実施します。
- ひとり親生活支援事業
ひとり親家庭の親を対象に、専門家を活用した家計管理等の講習会や生活に関する相談、学習支援などを実施します。
※事業整理のため、令和2年度から⑧に統合しています。
- 父子家庭の交流事業
父子家庭向けの交流会を実施します。
- ひとり親の親講座事業
離婚が子どもに与える影響等を離婚前後の両親が学ぶ「ひとり親の親講座」を実施します。
- ひとり親家庭思春期・接統期支援事業
中学校への接統期における短期間の親子への支援を実施します。
- ひとり親養育費確保支援モデル事業
調停申立や公正証書の作成等にかかる費用(収入印紙代や手数料等)を補助するモデル事業を実施します
- ひとり親自立支援事業におけるEBPM関連事業
- ひとり親家庭のしおり作成、自立支援拠点の維持管理等

【実績及び今後見込み】

	平成27年度実績	平成28年度実績	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度見込	令和3年度見込
①自立支援教育訓練給付金事業	支給18人	支給28人	支給57人	支給68人	支給56人	支給78人	支給74人
②高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	—	支給0人	支給2人	支給2人	支給3人	支給18人	支給7人
③高等職業訓練促進給付金等事業	支給141人	支給108人	支給116人	支給106人	支給94人	支給122人	支給121人

④ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	—	—	入学準備金9人 就職準備金13人	入学準備金13人 就職準備金4人	入学準備金8人 就職準備金11人	入学準備金28人 就職準備金16人	入学準備金28人 就職準備金16人
⑤日常生活支援事業	延554家庭	延498家庭	延489家庭	延380家庭	延101家庭	延510家庭	延510家庭
⑥母子家庭等就業・自立支援センター事業	法律相談135人 夜間相談263人 セミナー4回 就労者189人	法律相談147人 夜間相談595人 セミナー4回 就労者143人	法律相談161人 夜間相談504人 養育費セミナー4回 就労者190人	法律相談162人 夜間相談339人 養育費セミナー6回 就労者196人	法律相談156人 夜間相談288人 養育費セミナー5回 就労者147人	法律相談 夜間相談 養育費セミナー6回	法律相談 夜間相談 養育費セミナー6回 SNS就労サポート事業12か月
⑦就職支援セミナー・講習会事業	就職セミナー6回 介護職員初任者研修25人	就職セミナー6回 介護職員初任者研修14人	就職セミナー4回 介護職員初任者研修17人	就職セミナー6回 介護職員初任者研修5人	就職セミナー2回 介護職員初任者研修5人	就職セミナー2回 介護職員初任者研修5人	就職セミナー2回 介護職員初任者研修5人
⑧ひとり親家庭支援環境整備事業	生活支援講習会3回 情報交換会7回	生活支援講習会4回 情報交換会8回	生活支援講習会4回 情報交換会8回	生活支援講習会4回 情報交換会8回	生活支援講習会3回 情報交換会7回	ひとり親サロン10回 情報交換会12回	ひとり親サロン10回 情報交換会12回
⑨ひとり親生活支援事業	—	12回	12回	13回	5回	事業整理⑧に統合	事業整理⑧に統合
⑩父子家庭の交流事業	—	—	—	—	参加者6人	1回	2回
⑪ひとり親の親講座事業	—	—	—	—	未実施	2回	2回
⑫ひとり親家庭思春期・接統期支援事業	—	生活・学習支援モデル事業2か所	生活・学習支援モデル事業2か所	生活・学習支援モデル事業2か所	生活・学習支援モデル事業2か所	学習支援50人 親支援50世帯	学習支援50人 親支援50世帯
⑬ひとり親養育費確保支援モデル事業	—	—	—	—	—	—	契約世帯数

【事業費の内訳】

	令和3年度	令和2年度	差 引	説 明
①自立支援教育訓練給付金事業	8,140	11,450	△ 3,310	実績数に応じて減
②高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	550	2,100	△ 1,550	実績数に応じて減
③高等職業訓練促進給付金等事業	118,750	120,160	△ 1,410	実績数に応じて減
⑤日常生活支援事業	20,584	28,072	△ 7,488	実績数に応じて減
⑥母子家庭等就業・自立支援センター事業	45,456	34,675	10,781	SNS事業の令和2年度は8か月分のみ計上したのを12か月分にして計上したことによる増、心理カウンセラー配置による増、消毒液、アクリル板購入による増、センター人件費の差額分による増
⑦就職支援セミナー・講習会事業	352	352	0	
⑧ひとり親家庭支援環境整備事業	977	977	0	
⑩父子家庭の交流事業	1,000	1,000	0	
⑪ひとり親の親講座事業	500	1,000	△ 500	実施回数の見直しによる減
⑫ひとり親家庭思春期・接統期支援事業	5,550	5,550	0	
⑬ひとり親養育費確保支援モデル事業	1,500	0	1,500	新規モデル事業
⑭E B P M関連事業	6,000	0	6,000	事業に関する成果指標やP F S導入に関する検証
⑮事務費	3,673	4,153	△ 480	デザイン委託費・印刷製本費の減
合 計	213,032	209,489	3,543	

【事業開始年度】

平成16年度（15年度までは、⑤日常生活支援事業のみ。⑥の一部就労支援事業は18年度～、SNS就労サポート事業は令和2年度～、⑧は26年度～、②・④・⑨は28年度～、⑩・⑪は令和元年～）

【根拠法令】

母子及び父子並びに寡婦福祉法

【根拠とするデータ等】

平成27年国勢調査（ひとり親家庭の世帯数：26,391世帯）、平成29年度横浜市ひとり親世帯アンケート調査

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	奥津 正仁	熊倉 賢太郎	田邊 尚子

（こども青少年局 ー ）

(様式②-1) 令和3年度事業計画書 (局・統括本部)

[こども青少年局 こども家庭課]

事業名
6 款 3 項 2 目 ひとり親世帯フードサポート事業

特記事項
中期計画-38の政策
中期計画-行政運営
中期計画-財政運営
新規・拡充

中期計画-38の政策
政策番号
主な施策番号

令和2年度 事業評価書 番号	-
令和2年度 事業評価書 番号	

		財 源 内 訳				一 般 財 源 等	
区 分	金 額	国	県			市債	一般財源
令和3年度	22,543						22,543
補助事業 単独事業		補助率	%				
令和2年度	0						0
増△減	22,543	0	0	0	0	0	22,543

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予 事業費	-	-	-
算 市債+一般財源	-	-	-
決 事業費	-	-	-
算 市債+一般財源	-	-	-

歳出	令和4年度	令和5年度
予 事業費	0	0
算 市債+一般財源	0	0

方針の確認／決裁
有 () ・無 ()

【事業の目的・必要性】
新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、ひとり親世帯は生活費支出の増加や収入減少などによる困窮に陥りやすい状況にあります。このようなひとり親世帯にフードバンクを活用したひとり親世帯への食品提供を継続して行い、フードドライブの推進とともに自立した生活の安定に向けて現状に即した支援を行います。

【令和3年度実施内容と期待される効果】
ひとり親家庭に対して、資格取得や職業紹介などの就業支援を基本として充実させるほか、家庭の状況に応じた子育てや生活支援、子どもへのサポートなど、総合的な自立支援を進めることにより、世帯の生活の安定と向上を図り、児童の健全な成長の確保につなげます。
3年度実施内容
R02年度から実施しているひとり親世帯フードサポート事業について、引き続き新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けるひとり親世帯に様々な広報媒体を用いて、幅広い周知を図っていきます。

	平成27年度実績	平成28年度実績	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度予算	令和2年度見込	令和3年度見込
ひとり親世帯フードサポート事業	-	-	-	-	-	支援者1,464世帯	支援者12,000世帯

※R2.12現在

事業費の内訳	令和3年度	令和2年度	差 引	説 明
ひとり親世帯フードサポート事業委託費				
合 計				

【事業開始年度】
令和2年度～
【根拠法令】
母子及び父子並びに寡婦福祉法
【根拠とするデータ等】
平成27年国勢調査（ひとり親家庭の世帯数：26,391世帯）、平成29年度横浜市ひとり親世帯アンケート調査

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長 奥津 正仁	係長 熊倉 賢太郎	係 田邊 尚子
--------------------	-------------	--------------	------------

(こども青少年局 -)

(様式②-1) 令和3年度事業計画書(局・統括本部)

[こども青少年局 こども家庭課]

事業名
6款 3項 2目 虐待・思春期問題情報研修センター 運営費補助事業

特記事項
中期計画-38の政策
中期計画-行政運営
中期計画-財政運営
新規・拡充

中期計画-38の政策
政策番号
主な施策番号

令和2年度 事業評価書 番号	6-3-2 9
令和2年度 事業評価書 番号	

(単位:千円)

区 分	金 額	財 源 内 訳				一 般 財 源 等	
		国	県			市債	一般財源
令和3年度	486,202	486,202					0
補助事業		486,202					
単独事業		補助率 100 %					
令和2年度	966,009	966,009					0
増△減	△ 479,807	△ 479,807	0	0	0	0	0

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予 事業費	172,056	186,006	184,403
算 市債+一般財源	0	0	0
決 事業費	185,963	151,006	152,262
算 市債+一般財源	0	0	0

歳出	令和4年度	令和5年度
予 事業費	486,202	486,202
算 市債+一般財源	0	0

方針の確認/決裁
有 () 無 ()

【事業の目的・必要性】

「虐待・思春期問題情報研修センター」は、全国的課題である児童虐待問題等への対策の一環として、全国唯一の準ナショナルセンターとして全額国庫補助金を受けて設置されました。全国の児童虐待等への対応を充実強化するため、児童相談所や児童福祉施設などの専門機関、職員に対して、専門相談、専門研修、情報提供や研究等の取組を行っています。
本センターを運営する社会福祉法人に対し、全額国庫補助を受けて運営事業費の補助を行います。

※施設概要

* 専門機関向け名称: 「子どもの虹情報研修センター」
* 運 営: 社会福祉法人「横浜博萌会」(児童心理治療施設「横浜いずみ学園」等を運営)
* 建物概要: [住所] 戸塚区汲沢町983番地
敷地面積: 約6,557.67㎡ 延べ床面積: 約2,600.50㎡ 階数: 地上3階

【令和3年度実施内容及期待される効果】

児童相談所や児童福祉施設などの専門機関、職員に対して、専門相談、専門研修、情報提供や研究等を行うことにより、全国の児童虐待等への対応の充実強化を行います。

【実績及び今後見込み】

	28年度実績	29年度実績	30年度実績	元年度実績	2年度見込	3年度見込	4年度見込
専門研修 (数)	36	29	30	25	30	30	30
参加者数 (人)	1,828	1,560	1,683	1,578	1,800	1,800	1,800
専門相談 (件数)	622	625	534	585	650	650	650

【事業費の内訳】

	3年度	2年度	差 引	説 明
①運営委員会費	326	326	0	運営委員謝金、会議費等
②職員配置費	92,545	92,545	0	人件費
③情報収集提供費	8,841	8,841	0	インターネット等情報提供、事例集作成費等
④専門相談事業費	1,440	1,440	0	相談員手当等
⑤研修事業費	20,956	20,982	△ 26	中央研修、教材開発等
⑥研究事業費	17,535	17,535	0	研究事業費
⑦運営管理・建物維持費	44,559	44,559	0	運営管理費、建物維持費
⑧情報共有システム開発事業費	0	779,781	△ 779,781	システム開発事業費
⑧情報共有システム管理費	300,000	0	300,000	システム管理費
合 計	486,202	966,009	△ 479,807	

【事業スケジュール】

年間12回(毎月)の事業補助を行います。

【事業開始年度】

平成14年7月(H15.1施設竣工)

【根拠法令】

児童虐待の防止等に関する法律(第4条 国及び地方公共団体の責務等)
児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱

【根拠とするデータ等】

事業の実績値と見込み

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	養護支援係
	安藤 敦久	中曽根 真一	植木 美緒

(こども青少年局ー)

(様式②-1) 令和3年度事業計画書(局・統括本部)

[こども青少年局 こども家庭課]

事業名
6 款 3 項 2 目 施設等退所後児童に対するアフターケア事業

特記事項
中期計画-3.8の政策
中期計画-行政運営
中期計画-財政運営
新規・拡充

中期計画-3.8の政策
政策番号 主な施策番号
29 5

令和2年度 事業評価書 番号	6-3-2 1
令和2年度 事業評価書 番号	

(単位:千円)

区 分	金 額	財 源 内 訳				一 般 財 源 等	
		国	県		社会福祉基金繰入金	市債	一般財源
令和3年度	35,943	13,521			8,900		13,522
補助事業	13,521	13,521					
単独事業	8,900	補助率 50 %			8,900		
令和2年度	32,913	12,006			8,900		12,007
増△減	3,030	1,515	0	0	0	0	1,515

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予 事業費	29,572	32,509	32,863
算 市債＋一般財源	13,951	11,805	11,982
決 事業費	34,003	32,003	34,343
算 市債＋一般財源	13,299	11,121	13,437

歳出	令和4年度	令和5年度
予 事業費	55,603	51,058
算 市債＋一般財源	28,561	27,046

方針の確認／決裁
有 () ・ 無

【事業の目的・必要性】

児童福祉法により、児童養護施設等で生活する児童は、18歳になった翌春には施設等を退所しなければなりません。しかし、親族による支援がなく、相談できる大人もいないという状況で、金銭面や精神的な不安等を克服し、適切な生活を送ることは非常に困難であり、様々な問題に発展してしまうことも少なくありません。そこで「施設等退所後児童に対するアフターケア事業」では、施設等入所中及び退所後児童に対し、就労や進学をはじめ、生活全般にわたる支援、相談、情報提供等を行い、児童の安定した生活の実現を後押しします。また、「資格等取得支援事業」では、資金援助及び相談により就職及び進学へ向けた支援を行います。さらに、貧困による世代間連鎖を防ぐため、経済的事情により進学資金の工面が非常に困難な児童を対象に専門学校・大学等進学時初年度納入金を支弁します。

【令和3年度実施内容及期待される効果】

施設等入所中及び退所後児童に対し、生活全般にわたる相談や支援、情報提供、居場所事業等を行います。また、普通自動車運転免許等の取得や専門学校・大学等進学の際にかかる費用の支援を行います。退所後児童が、経済的な理由により、進路が限られることなく、希望の進路を選ぶことが可能になり、また、退所後児童にとって身近な相談・支援機関となります。

【実績及び今後見込み】

1 施設等退所後児童に対するアフターケア事業

居場所事業の拠点 「よこはまPort For」 利用状況	年間延べ人数	H28(実績)	H29(実績)	H30(実績)	R元(実績)	R2(見込み)	R3(見込み)	R4(見込み)
登録者(累計)		217名	257名	279名	313名	340名	370名	400名
来場者		902名	1,583名	792名	551名	400名	400名	400名
事業利用者		7,855名	8,287名	5,079名	6,829名	9,000名	9,100名	9,200名

2 資格等取得支援事業

支給人数	H28(実績)	H29(実績)	H30(実績)	R元(実績)	R2(見込み)	R3(見込み)	R4(見込み)
資格等取得支援費	2名	2名	4名	3名	5名	4名	4名
大学進学等自立生活資金【一時金】	8名	5名	0名	0名	0名		
大学進学等自立生活資金【生活資金】	17名	12名	8名	6名	2名		
大学進学等自立生活資金(家賃補助)						10名	10名
専門学校・大学等初年度納入金	16名	5名	10名	13名	16名	7名	7名

【事業費の内訳】

	3 年度	2 年度	差 引	説 明
1 アフターケア事業委託				委託費
2 資格取得等支援事業				資格取得支援費、運営費
合計				

【事業スケジュール】

4 月 施設等退所児童の継続支援計画に基づく支援開始
居住費支援支給対象者の募集・決定
5～6 月 今年度退所予定の児童の継続支援計画に向けて、支援コーディネーターが施設等を訪問
9 月～ 支援コーディネーターによる退所予定児童の継続支援計画作成
10月～3 月 退所予定児童の支援担当者会議等開催
通年 居場所「よこはまPort For」及びアウトリーチによる相談支援
アフターケア事業者、施設担当職員との情報交換会等
資格等取得支援費、専門学校・大学等初年度納入金申請受付

【事業開始年度】

平成24年度(厚生労働省 雇用均等・児童家庭局長通知 雇児発0330第6号に基づく)

【根拠法令】

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局長通知 雇児発0331第10号 社会的養護自立支援事業等の実施について
児童福祉法第41条及び横浜市児童養護施設等退所後児童のためのアフターケア事業実施要綱
横浜市児童養護施設等退所後児童のための資格等取得支援事業実施要綱

【根拠とするデータ等】

事業の実績値と見込み

課長	係長	養護支援係
安藤 敦久	石橋 大輔	植木 美緒

本資料は、公正・適正に作成しました。

(こども青少年局 ー)

(様式②-1) 令和3年度事業計画書 (局・統括本部)
[こども青少年局 こども家庭課]

事業名	特記事項	中期計画-38の政策	令和2年度事業評価書番号
6 款 3 項 2 目	中期計画-38の政策	政策番号 主な施策番号	6-3-2 10
金沢シーサイドライン乗車券交付事業	中期計画-行政運営		
	中期計画-財政運営		
	新規・拡充		
			令和2年度事業評価書番号

		財 源 内 訳				一 般 財 源 等	
区 分	金 額	国	県			市債	一般財源
令和3年度	33,734	0					33,734
補助事業 単独事業		補助率 %					
令和2年度	33,938						33,938
増△減	△ 204	0	0	0	0	0	△ 204

歳出		平成29年度	平成30年度	令和元年度	歳出	令和4年度	令和5年度
予 算	事業費	39,279	38,838	33,213	予 算	33,734	33,734
	市債＋一般財源	39,279	38,838	33,213		33,734	33,734
決 算	事業費	39,262	38,821	33,196			
	市債＋一般財源	39,262	38,821	33,196			

方針の確認／決裁
有 () 無 ()

【 事業の目的・必要性 】

市営交通機関、民営バス及び金沢シーサイドラインに無料で乗車できる特別乗車券を交付する事業における民営バス会社への負担金及びこれに伴う事務。生活支援に寄与する目的で、児童扶養手当受給世帯又は母子生活支援施設入所世帯に1枚交付する。

【令和3年度実施内容と期待される効果】

- ・市営交通機関、民営バス及び金沢シーサイドラインに無料で乗車できる特別乗車券を交付する事業における(株)横浜シーサイドラインへの負担金及びこれに伴う事務。
- ・特別乗車券は、児童扶養手当受給世帯及び母子自立支援施設入所世帯に1枚交付。
- ・特別乗車券所持者のうち、①金沢シーサイドライン各駅から概ね半径750mの円内にかかる町丁に居住する方、及び②金沢養護学校の生徒に対しては、6か月有効の定期券を交付する。その他の特別乗車券所持者が乗車する場合は、特別乗車券を提示し、駅係員が往復の乗車券を交付。無人駅の場合は、インターホンで特別乗車券所持の旨を伝えて乗車。
- ・児童扶養手当受給世帯及び母子自立支援施設入所世帯の生活支援に寄与する。

【 実績の推移・今後見込み 】

金沢シーサイドライン定期券の交付枚数

	29年度実績	30年度実績	令和元年度実績	令和2年度見込	令和3年度見込
交付枚数(枚)	401	335	315	315	315
前年比(%)		83.5%	94.0%	100.0%	100.0%

【 事業費の内訳 】

(単位：千円)

項目	本年度	前年度	差額
負担金	33,641	33,921	△ 280
事務費	93	17	76
	33,734	33,938	△ 204

【 事業スケジュール 】

シーサイドライン定期券の有効期間は6か月のため、資格継続者に対して、9月末と3月末に定期券引換券を郵送する。対象者は、引換券を区役所又はシーサイドライン主要駅で定期券と交換する。

【 事業開始年度 】

平成元年7月5日

【 根拠法令 】

横浜市乗合自動車等特別乗車券交付規則(昭和41年4月28日規則第38号)
金沢シーサイドライン福祉特別乗車券交付要綱(平成元年7月5日制定)

【 根拠とするデータ等 】

前年度の実績値と見込みによる

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長 奥津 正仁	係長 野田 実	手当給付 係 高橋 百合
--------------------	-------------	------------	-----------------

(様式②-1) 令和3年度事業計画書(局・統括本部)

[こども青少年局 こども家庭課]

事業名
6款 3項 2目 特別乗車券交付事業 (民営バス)

特記事項
中期計画-38の政策
中期計画-行政運営
中期計画-財政運営
新規・拡充

中期計画-38の政策
政策番号 主な施策番号

令和2年度 事業評価書 番号	6-3-2 11
令和2年度 事業評価書 番号	

(単位:千円)

区 分	金 額	財 源 内 訳				一 般 財 源 等	
		国	県			市債	一般財源
令和3年度	513,840	0					513,840
補助事業 単独事業		補助率	%				
令和2年度	476,740						476,740
増△減	37,100	0	0	0	0	0	37,100

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予 事業費	493,984	493,984	492,352
算 市債+一般財源	493,984	493,984	492,352
決 事業費	505,237	492,596	483,382
算 市債+一般財源	505,237	492,596	483,382

歳出	令和4年度	令和5年度
予 事業費	513,840	513,840
算 市債+一般財源	513,840	513,840

方針の確認/決裁
有 () 無 ()

【事業の目的・必要性】

市営交通機関、民営バス及び金沢シーサイドラインに無料で乗車できる特別乗車券を交付する事業における民営バス会社への負担金及びこれに伴う事務。生活支援に寄与する目的で、児童扶養手当受給世帯又は母子生活支援施設入所世帯に1枚交付する。

【令和3年度実施内容及期待される効果】

・市営交通機関、民営バス及び金沢シーサイドラインに無料で乗車できる特別乗車券を交付する事業における民営バス会社への負担金及びこれに伴う事務費。
児童扶養手当受給世帯又は母子生活支援施設入所世帯の生活支援に寄与する。

【実績の推移・今後見込み】

特別乗車券の交付枚数

	29年度実績	30年度実績	令和元年度実績	令和2年度見込	令和3年度見込み
交付枚数(枚)	17,500	16,923	16,312	16,312	16,312
前年比(%)	-	96.7%	96.4%	100.0%	100.0%

※特別乗車券交付枚数に民営バスのシェア率を乗じたものを積算対象人数とする。
シェア率は、平成20年度52%、平成21・22年度54%、平成23年度以降は55%を適用。令和3年度は61.7%を適用。

【事業費の内訳】

(単位:千円)

項目	本年度	前年度	差額
負担金	497,614	460,188	37,426
事務費	16,226	16,552	△326
	513,840	476,740	37,100

【事業スケジュール】

4月・10月 民営バス会社及び株式会社横浜シーサイドラインへ負担金交付
3月:新年度特別乗車券交付
随時:区役所窓口にて有効期限4月～3月の特別乗車券を交付

【事業開始年度】

昭和59年5月1日

【根拠法令】

横浜市乗合自動車等特別乗車券交付規則(昭和41年4月28日規則第38号)
横浜市乗合自動車等特別乗車券交付事務取扱要領(制定 昭和48年3月31日)

【根拠とするデータ等】

前年度の実績値と見込みによる

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長 奥津 正仁	係長 野田 実	手当給付係 高橋 百合
--------------------	-------------	------------	----------------

(こども青少年局 ー)

(様式②-1) 令和3年度事業計画書(局・統括本部)

[こども青少年局 こども家庭課]

事業名
6款 3項 2目
こども家庭総合支援拠点事業

特記事項
中期計画-3.8の政策
中期計画-行政運営
中期計画-財政運営
新規・拡充

中期計画-3.8の政策
政策番号 主な施策番号
30 1

令和2年度 事業評価書 番号
-
令和2年度 事業評価書 番号

(単位:千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県	諸収入		市債	一般財源
令和3年度	376,531	148,572		521			227,438
補助事業 単独事業		補助率 50 %					
令和2年度	0	0		0			0
増△減	376,531	148,572		521			227,438

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予 事業費			
算 市債+一般財源			
決 事業費			
算 市債+一般財源			

歳出	令和4年度	令和5年度
予 事業費	517,263	443,683
算 市債+一般財源	308,465	269,542

方針の確認/決裁
有 R2年10月経営会議(2項))・無

【事業の目的・必要性】
平成28年改正児童福祉法において、市町村が、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めることが規定され、「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について(通知)」が厚生労働省から平成29年3月31日に発出された。
また、国において、平成30年12月に策定された「児童虐待防止対策体制総合強化プラン(新プラン)」では、令和4年度までに全市町村に子ども家庭総合支援拠点を設置する目標が掲げられている。
「子ども家庭総合支援拠点(以下「拠点」とする。)」は、すべての子どもとその家庭及び妊産婦のあらゆる相談に応じ、支援が必要な子どもとその家庭の福祉に関して、関係機関と連携した組織的な支援や、支援の進行管理を行う中での関係機関との総合調整、要保護児童対策地域協議会調整担当者として子どもに関わる機関のネットワークのコーディネートを実施する。
本市においては、区福祉保健センターの子ども家庭支援課において、子ども・家庭支援相談での相談対応や、平成26年から児童虐待の通告受理機関及び要保護児童対策地域協議会の調整機関として、虐待対応調整チームを設置しているなど、既に拠点の業務に対応している部分もあるため、国の「市区町村子ども家庭支援指針(ガイドライン)」で示されている拠点機能を、市民にとって身近な区役所子ども家庭支援課に設置し、子どもとその家庭への相談支援機能の強化を図る。

【令和3年度実施内容及期待される効果】
令和4年度の拠点機能全区設置に向け、令和3年度は10区において専門職の配置や必要な設備の整備を進める。10区では区子ども家庭支援課に国が拠点機能として最低配置としている人員を基にした人員(専門職等)を配置することで、相談支援体制を強化し、組織的に気になる子どもや家庭への支援を実施する。また、子ども自身からの相談に専門職が対応する体制を整備することで、子どもの権利を守る視点での支援を強化し実施する。
拠点機能設置による相談支援体制の強化に合わせ、市民に向けた相談窓口の広報や、区子ども家庭支援課職員向けの人材育成、拠点機能と役割分担が必要な関係機関との連携調整を実施する。
令和4年度の拠点機能全区設置に向けて、10区における状況調査を区役所訪問等により実施し、検討を進める。

項目	R元年度実績	R2年度見込	R3年度見込	R4年度見込
1 拠点整備区数	0区	0区	10区	18区
2 個別ケース検討会議	1,785回	1,848回	1,905回	1,905回
3 こども家庭支援カンファレンス実績			240回	672回
4 区実地ヒアリング・指導実績			54回	54回
5 研修・人材育成(延人数)			1,000人	1,000人

事業費の内訳		項 目	内 容	R3年度	R2年度	差引
拠点機能設置	1	拠点機能開設準備	開設準備に必要な区子ども家庭支援課における改修工事の実施	55,000	0	55,000
	2	拠点機能運営	拠点機能の運営に係る区子ども家庭支援課の設備の整備	48,630	0	48,630
会計年度雇用に係る業務	3	開設準備期間における会計年度任用職員の雇用	開設準備期間における会計年度任用職員を雇用	66,563	0	66,563
	4	拠点機能運営に必要な会計年度任用職員の雇用	区の実情に合わせ、拠点機能運営に必要な会計年度任用職員を雇用	141,816	0	141,816
広報啓発	5	先行区における相談窓口の周知	拠点機能の設置に合わせた新たな相談窓口の市民への周知	2,720	0	2,720
人材確保	6	会計年度任用職員の確保	拠点機能として配置が必要な専門職等の人材確保のために広報等を実施	4,573	0	4,573
区実地訪問	7	拠点業務の円滑な実施	区において円滑に拠点業務を行うこと及び令和4年度に全区に拠点機能の設置ができるよう区へのヒアリング・指導の実施	89	0	89
人材育成	8	拠点開設に向けた区職員向け研修	区子ども家庭支援課職員に向け相談対応や支援内容等の知識習得の機会として研修を実施	760	0	760
関係機関連携	9	児童相談所等の関係機関との調整	児童相談所や教育委員会事務局等、拠点機能との役割分担が必要な期間との連携調整を実施	14	0	14
システム改修	10	福祉保健システム等の改修	区役所において要保護児童等として支援する範囲を拡大することに係る、福祉保健システムの改修の実施	56,366	0	56,366
計				376,531	0	376,531

【事業スケジュール】
●こども家庭総合支援拠点機能設置 10区子ども家庭支援課における開設準備(通年)
●会計年度任用職員の雇用に係る業務 国が示す配置基準の人員確保のための会計年度任用職員等の採用業務及び労務管理(通年)
●広報啓発 10区における相談窓口の周知(8月~3月)
●人材確保 会計年度任用職員等確保のための広報、施設訪問(通年)
●区実地訪問 区において拠点業務を円滑に行うための実地訪問によるヒアリング及び指導(通年)
●人材育成 新任者及び区子ども家庭支援課職員向け研修(4月~10月)、スーパーバイズ等(通年)
●関係機関連携 拠点設置に係る関係機関との調整(通年)
●システム改修 福祉保健システムの改修(通年)

【事業開始年度】

令和3年度

【根拠法令】

児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、横浜市子供を虐待から守る条例

【根拠とするデータ等】

児童虐待相談対応件数(令和元年度)

子ども・家庭支援相談事業実績(令和元年度)

課長	係長	こども家庭総合支援拠点準備担当
久保田 淳	小林 真紀	吉田 圭汰

本資料は、公正・適正に作成しました。

(こども青少年局ー)

(様式②-1) 令和3年度事業計画書(局・統括本部)

[こども青少年局 障害児福祉保健課]

事業名
6款 3項 2目 障害児通所支援事業

特記事項
中期計画-38の政策
中期計画-行政運営
中期計画-財政運営
新規・拡充

中期計画-38の政策
政策番号 主な施策番号
31 3

令和2年度 事業評価書 番号	6-3-2 7
令和2年度 事業評価書 番号	

(単位:千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県	繰入金		市債	一般財源
令和3年度	14,397,726	7,154,145	3,576,210	5,000			3,662,371
補助事業 単独事業		補助率 %					
令和2年度	12,725,869	6,329,393	3,163,834	5,000			3,227,642
増△減	1,671,857	824,752	412,376	0	0	0	434,729

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予 事業費	7,693,938	9,386,230	11,144,142
算 市債+一般財源	1,790,168	2,361,022	2,805,945
決 事業費	9,008,275	10,617,519	12,476,881
算 市債+一般財源	1,940,694	2,635,623	3,027,196

歳出	令和4年度	令和5年度
予 事業費	17,142,556	20,413,952
算 市債+一般財源	4,356,633	5,794,500

方針の確認/決裁
有 () 無 ()

【事業の目的・必要性】

児童福祉法に基づく障害児通所支援事業(児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援)および、障害児通所支援の適切な利用に関する個別の計画を作成する障害児相談支援を実施します。
地域療育センターについては、その専門機能をいかし、地域の療育機関の中核となる児童発達支援センターとして障害児とその家族への相談支援や関係機関支援を児童発達支援と合わせて行います。
また、障害児通所支援事業所の増加に伴いサービスの質の維持・向上が課題となっているため、障害児通所支援事業所向けの研修等を実施します。

児童発達支援	療育を受ける必要のある未就学児童及び学籍の無い18歳未満の児童に対し、日常生活上の基本動作の指導、集団生活への適応訓練等の療育プログラムを提供します。
医療型児童発達支援	理学療法等の機能訓練や医療的管理下での支援が必要な療育を受ける必要のある児童に児童発達支援を行います。
放課後等デイサービス	学籍のある障害児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中に生活能力向上のための訓練や、余暇支援、社会参加の機会を提供します。
保育所等訪問支援	保育所、幼稚園、小学校等を訪問し、障害児本人に対して集団生活の適応のための専門的な支援を行うほか、訪問先の職員への支援方法の指導を行います。
障害児相談支援	障害児や保護者の生活全般の相談に応じ、サービス利用に関する情報提供を行った上で、障害児通所支援事業を適切に利用するための障害児支援利用計画案を作成します。また、サービス利用状況のモニタリングを行います。
障害児通所支援研修事業	事業所運営上の基礎となる内容について、市内全事業所を対象に研修を実施します。

【令和3年度実施内容と期待される効果】

障害児及び家族が安心して暮らせるよう、児童福祉法に基づく障害児通所支援事業等(児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等)を利用する児童に対する給付費を支出します。あわせて、障害児相談支援の利用を増やすため、事業所への支援を充実します。また、障害児通所支援事業所のサービスの質の向上を図るため、事業所向けに研修を実施します。

【実績の推移・今後見込み】

事業所名	30年度3月実績		元年度3月実績		2年度3月実績(見込)		3年度3月実績(見込)	
	事業所数	延べ利用(人日)	事業所数	延べ利用(人日)	事業所数	延べ利用(人日)	事業所数	延べ利用(人日)
児童発達支援センター	10	83,120	10	79,221	10	63,738	10	79,224
医療型児童発達支援センター	9	16,974	9	15,721	9	12,537	9	15,720
児童発達支援事業所(療育センター)※	8	13,252	8	12,796	8	10,787	8	12,792
児童発達支援事業所(※除く)	98	131,937	132	157,935	162	183,479	180	204,489
放課後等デイサービス	292	772,894	332	883,285	362	1,006,609	380	1,030,128

【事業費の内訳】

	2年度	3年度	増減理由
障害児通所給付費	12,453,184	14,076,335	事業所の増、利用者の増
障害児通所医療費	6,059	5,086	実績による
高額障害児通所給付費	9,928	9,266	実績による
保育所等訪問支援	42,614	74,837	実績による
障害児相談支援	143,556	139,321	実績による
支払委託手数料	20,011	21,037	利用者の増
事業所研修等事業	3,000		
実地指導の委託費	6,423		
区会計年度任用職員等配置	36,094	51,094	
重症心身障害児補助事業	5,000	5,000	
相談支援補助金	0	6,000	新規事業
合計	12,725,869	14,397,726	

【事業開始年度】

平成24年度

【根拠法令】

・児童福祉法第21条の5の2から同条の5の31

【根拠とするデータ等】

・第3期障害者プラン等

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	内田 太郎	柄 洋平	綱島 さくら

(こども青少年局 ー)

(様式②-1) 令和3年度事業計画書(局・統括本部)

[こども青少年局 障害児福祉保健課]

事業名
6款 3項 2目
障害児制度運営事業

特記事項
中期計画-38の政策
中期計画-行政運営
中期計画-財政運営
新規・拡充

中期計画-38の政策
政策番号
主な施策番号

令和2年度 事業評価書 番号	6-3-2 12
令和2年度 事業評価書 番号	

(単位:千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県			市債	一般財源
令和3年度	45,143	0	0				45,143
補助事業 単独事業		補助率	%				
令和2年度	14,375	0	0				14,375
増△減	30,768	0	0	0	0	0	30,768

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予 事業費	21,898	31,227	44,431
算 市債+一般財源	21,898	24,916	18,431
決 事業費	19,926	32,847	59,829
算 市債+一般財源	19,889	32,847	35,317

歳出	令和4年度	令和5年度
予 事業費	45,143	45,143
算 市債+一般財源	45,143	45,143

方針の確認/決裁
有 () ・ 無

【事業の目的・必要性及び令和3年度実施内容】

児童福祉法における措置費負担金決定事務、障害児通所・入所支援事業の支給決定及び給付事務、障害児通所システムに係る改修及び運用の実施、障害児施設の指定及び調査など、児童福祉法等に基づく制度運営に必要な経費を執行する。

- ・ 障害児通所システムの運用保守及び改修等に係る経費
- ・ 福祉保健システムの改修に係る経費
- ・ 障害児入所施設の年度更新に係る経費
- ・ 障害児入所・通所支給申請、決定、請求等に係る事務費
- ・ 区人材育成研修費用
- ・ 障害児施設等の指定及び指定事業者に対する指導監査等に関する経費
- ・ 障害児関連会議等への参加費用

【期待される効果】

障害児支援のための制度を適正に運営する。

【事業費の内訳】

項目	2年度	3年度	差 引	備 考
システム運用保守・改修経費	9,361			障害児通所決定システム保守運用・改修経費 基盤サーバー機借入・保守費用
入所年度更新	696	522	△ 174	年度更新等書類送付郵券購入
障害児入所・通所支給申請、決定、請求等事務費	3,475			受給者証用紙作成、請求確認のための人材派遣委託費
区人材育成研修費用	113	96	△ 17	
指定事業者への指導・監査、研修等	670	670	0	制度運営及び指導監査に係わる旅費等
障害児関連会議等参加費	60	60	0	
新型コロナウイルス感染症対策備蓄庫	0	2,088	2,088	
合 計	14,375	45,143	30,768	

【根拠とするデータ等】

システム改修見込み及び研修実績等

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	内田 太郎	柄 洋平	綱島 さくら

(こども青少年局 ー)

(様式②-1) 令和3年度事業計画書(局・統括本部)

[こども青少年局 障害児福祉保健課]

事業名
6款 3項 2目 障害児医療連携支援事業

特記事項
中期計画-38の政策
中期計画-行政運営
中期計画-財政運営
新規・拡充

中期計画-38の政策
政策番号
31
主な施策番号
2

令和2年度 事業評価書 番号	6-3-2 6
令和2年度 事業評価書 番号	

(単位:千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県			市債	一般財源
令和3年度	45,527	2,570	1,285				41,672
補助事業 単独事業		補助率 %					
令和2年度	44,527	1,017					43,510
増△減	1,000	1,553	1,285	0	0	0	△ 1,838

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予事業費	31,893	35,873	39,332
算市債+一般財源	31,893	34,856	38,315
決事業費	26,353	30,818	45,347
算市債+一般財源	26,353	29,209	41,492

歳出	令和4年度	令和5年度
予事業費	45,527	45,527
算市債+一般財源	41,672	41,672

方針の確認/決裁
(有) (H29年12月 調整会議)

【事業の目的・必要性】

1 事業の目的

市内には約1,000人の在宅重症心身障害児・者がおり、その数は年々増加するとともに障害の重度化や高齢化をしている実態があります。また、その半数近くが何かしらの医療的ケアを必要とし、人工呼吸器等の高度な医学的管理を要する方も増えていることから、重症心身障害児者本人及び家族の在宅生活を支えるため、医療環境の整備・拡充を図るための各種取組を行います。

また、医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器等を使用し、日常的に医療的ケアが必要な児・者等が増加しており、在宅生活を支えるために、ライフステージに応じた医療・福祉・教育等の支援を総合的に調整できる体制の構築や、地域での受け入れ体制の充実等を図ります。

2 根拠・データ等

■市内の在宅重症心身障害児・者数

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度
18歳未満	460	497	497	570	522	535
18歳以上	409	430	493	429	487	499
計	869	927	990	999	1,009	1,034

・市内の在宅重症心身障害児・者は年々増加しています。

■医療的ケア児数の増加について

(1) 全国の医療的ケア児数



出典: 令和元年度医療的ケア児等の地域支援体制構築に係る担当者合同会議資料
「医療的ケアが必要な子どもへの支援の充実に向けて」(令和元年10月11日)(平成28年10月1日現在)

(2) 首都圏の医療的ケア児数

	医療的ケア児数
東京都	2,140人
神奈川県	1,094人
横浜市※	515人
埼玉県	664人
千葉県	758人
合計	4,656人

出典: 令和元年度医療的ケア児等の地域支援体制構築に係る担当者合同会議資料

「医療的ケアが必要な子どもへの支援の充実に向けて」
(令和元年10月11日)(平成28年10月1日現在)

※横浜市数値: 神奈川県立こども医療センター「小児在宅医療患者実数調査」(平成27年)における推計

・医療技術の進歩を背景に医療的ケア児・者数は年々増加しています。

【令和3年度実施内容と期待される効果】

1 実施内容

(1) メディカルショートステイ事業

常時医学的管理が必要な医療的ケアを要する重症心身障害児・者等を在宅で介護する家族の負担軽減を目的として、介護者の事情により一時的に在宅生活が困難になった場合などに、市立病院や地域中核病院等11病院の協力を得て、入院による受入れを行います。また、事業について課題の抽出及び検討を行い、より利用しやすい制度として継続を図ります。

- ・協力医療機関調整会議の開催: 年3回程度
- ・協力医療機関実務者会議の開催: 年4回程度
- ・協力医療機関実務者研修の実施: 年2回程度

(2) 在宅ネットワーク連絡会の開催: 年2回程度

重症心身障害児等の在宅支援に携わる医療・福祉・教育関係者の情報交換及び交流を目的とした連絡会を開催します。

- (3) 小児訪問・重症心身障害児者看護研修の実施：年1回／12日間コース
医療的ケアを要する重症心身障害児者の在宅生活を支えるため、訪問看護師等を対象とした研修を開催します。
- (4) 医療機関連携検討
在宅障害児・者を医療的に支援するネットワークの構築に向けた検討を関係部局（健康福祉局及び医療局）と継続して進めます。
- (5) 医療的ケア児・者等支援促進事業
医療的ケア児・者等の在宅生活を支援するコーディネーターの配置、各関係機関が連携を図るための横浜市医療的ケア児・者等支援検討委員会の開催、地域での医療的ケア児・者等の受入れのための専門職や診療所等医師・看護師向け研修の実施、コーディネーター配置後のフォローアップ研修の実施、事業対象者及び医療機関・福祉施設等の実態把握をします。
- ・コーディネーターの配置6人（拠点設置6か所）
 - ・医療・福祉・教育等の関係機関が連携を図るための「横浜市医療的ケア児・者等支援検討委員会」の開催：年3回程度
 - ・医療的ケア児・者等支援者の養成（50人）
 - ・医療的ケア児・者等支援者養成後のフォローアップ研修（50人）
 - ・専門職向け研修、診療所等の医師・看護師向け研修、事例報告会：各年1回程度
 - ・コーディネーター配置後のフォローアップ研修：年1回程度
 - ・事業対象者及び医療的ケア児・者の受入れ可能な診療所・病院、福祉施設等事業所等施設の実態調査

2 期待される効果

主治医以外の中核病院をはじめとする様々な施設や機関等が連携し、医療的ケア児・者等の受入れが進むことにより、在宅生活を支える家族の負担軽減が図られます。

【実績及び今後見込み】

19年度	横浜市重症心身障害児者医療連携検討委員会開催
20年度～	重症心身障害児者医療従事者研修実施
21年度	横浜市重心連携協力医療機関名簿を作成し、配付
22年度～	在宅療養児の地域生活を支えるネットワーク連絡会開催（年2回）
23年度	横浜市重症心身障害児者レスパイトベッドシステム検討委員会開催
24年度～	メディカルショートステイ事業の開始 医療機器補助電源等購入費助成の実施（24年度のみ）
25年度～	メディカルショートステイ事業協力医療機関の拡大 メディカルショートステイ実務者研修実施（座学・実技実習2回、施設見学3施設）
26年度	障害児医療の検討（重心連携協力医療機関名簿の検証に向けた検討・保健医療プラン・障害者プラン）
27年度	在宅障害児者の医療ケアに関する実態調査の実施に向けた検討
28年度	在宅療養児者の医療ケアに関する実態調査の実施
29年度	事業所を利用する医療的ケア児・者の実態調査の実施
30年度	医療的ケア児・者等コーディネーター及び支援者養成
元年度～	医療的ケア児・者等コーディネーター養成・配置、支援者養成
2年度	医療的ケア児・者等コーディネーター市内に新たに5人配置。計6人のコーディネーターが配置区を拠点に、全区において支援を開始。

【事業費の内訳】

	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	差引
メディカルショートステイ事業	29,886	29,886	30,145	35,335		
在宅ネットワーク連絡会	387	387	387	387		
協力医療機関情報提供	20	0	0	0		
重心医療従事者研修	800	800	805	815		
医療機関連携検討委託	800	800	495	113		
医療的ケア児・者等支援促進事業	0	4,000	7,500	7,877		
	31,893	35,873	39,332	44,527	45,527	1,000

【事業開始年度】

平成19年度

【根拠法令】

児童福祉法、横浜市メディカルショートステイ実施要綱、横浜市医療的ケア児・者等コーディネーター拠点運営事業実施要綱

【根拠とするデータ等】

重症心身障害児者把握調査

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	内田 太郎	土屋 友美	大嶋 ゆり子

（こども青少年局 ー ）

(様式②-1) 令和3年度事業計画書(局・統括本部)

[こども青少年局 障害児福祉保健課]

事業名
6款 3項 2目
訓練・介助器具助成事業

特記事項
中期計画-38の政策
中期計画-行政運営
中期計画-財政運営
新規・拡充

中期計画-38の政策
政策番号
主な施策番号

令和2年度 事業評価書 番号	-
令和2年度 事業評価書 番号	

(単位:千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県			市債	一般財源
令和3年度	12,104	0					12,104
補助事業 単独事業		補助率	%				
令和2年度	12,072						12,072
増△減	32	0	0	0	0	0	32

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予 事業費	11,529	12,072	12,072
算 市債+一般財源	11,529	12,072	12,072
決 事業費	12,726	13,081	13,089
算 市債+一般財源	12,726	13,081	13,089

歳出	令和4年度	令和5年度
予 事業費	12,104	12,104
算 市債+一般財源	12,104	12,104

方針の確認/決裁 有 () ・ 無

【事業の目的・必要性】
在宅の障害児に対して、他法他施策の対象とならない訓練器具、自助具、介助用具の購入経費の一部又は全部を助成することにより、障害児の自立及び社会生活の支援を図る。

【令和3年度実施内容と期待される効果】
1 実施内容
(1)助成費 器具購入経費の3分の2を助成する。
助成限度額:メガネ26,460円、補聴器55,800円、FM・デジタル型補聴システム80,000円、左記以外37,800円
(2)印刷費 複写式申請書、助成決定通知書・助成券の印刷
2 期待される効果
器具等の使用による訓練・介助効果により、障害児の自立した生活や社会生活を支援することができます。

【実績及び今後見込み】

	H27年度実績	H28年度実績	H29年度実績	H30年度実績	R元年度実績	R2年度見込	R3年度見込
決定金額 (円)	13,202,200	12,443,483	12,684,000	12,981,412	14,485,578	11,972,000	12,004,000
決定件数 (件)	603	649	653	639	698	630	578
平均単価 (円)	21,894	19,173	19,424	20,315	20,752	19,003	20,768

【事業費の内訳】 (単位:千円)

	R2年度見込	R3年度見込	差 引	説 明
①助成費	11,972	12,004	32	単価の高い器具の購入増
②印刷費	100	100	0	
合 計	12,072	12,104	32	

【事業スケジュール】

- 申請から助成決定・器具を受領・支払までの流れ(申請は年度内1回に限る)
 - 1 対象者が取扱機関へ申請
【申請先:地域療育センター、重症心身障害児入所施設等(全13機関)】
 - 2 取扱機関が要否を判定し、市(こども青少年局)へ送付
 - 3 市が助成可否を決定、取扱機関を経由し申請者へ決定通知書・助成券を交付
 - 4 申請者は自己負担分を支払い、器具を受領。事業者は申請者から受領印押印後の助成券を受け取り、公費負担額を市へ請求。局は請求に基づき事業者を支払
- 申請・決定書類印刷(年1回程度)

【事業開始年度】
昭和56年度

【根拠法令】
横浜市訓練・介助器具助成事業実施要綱

【根拠とするデータ等】
助成決定件数及び助成額実績

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	内田 太郎	田島 絵美	竹友 沙耶

(こども青少年局 ー)

(様式②-1) 令和3年度事業計画書(局・統括本部)

[こども青少年局 障害児福祉保健課]

事業名		
6款	3項	2目
障害児地域訓練会運営費助成事業		

特記事項	
中期計画-38の政策	
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	

中期計画-38の政策	
政策番号	主な施策番号

令和2年度 事業評価書 番号	6-3-2 13
令和2年度 事業評価書 番号	

(単位:千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県			市債	一般財源
令和3年度	77,848	0	0			0	77,848
補助事業 単独事業		補助率	%				
令和2年度	85,287						85,287
増△減	△7,439	0	0	0	0	0	△7,439

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予事業費	86,477	85,287	85,287
算市債+一般財源	86,477	85,287	85,287
決事業費	77,670	74,546	69,366
算市債+一般財源	77,670	74,498	69,366

歳出	令和4年度	令和5年度
予事業費	77,848	77,848
算市債+一般財源	77,848	77,848

方針の確認/決裁
有() 無()

【事業の目的・必要性】

障害児の親たちが行う、障害児の保育や訓練等集団活動、地域への啓発・交流活動、親の学習支援等の活動について、運営費の助成及び運営支援を行う「障害児地域訓練会運営費助成事業」を、昭和48年度から実施しています。

また、平成24年度からは、区福祉保健センター、児童相談所、特別支援学校等が主催する研修会などの場に、障害児地域訓練会の経験豊富な会員（障害児の親）を派遣し、社会参加の機会の少ない障害児の保護者や支援者等へ、体験談の講話や助言等を行う事業として、「地域生活支援事業」を実施しています。

横浜市社会福祉協議会障害者支援センター（以下「市社協」とする。）が実施し、横浜市は市社協に対し補助金を交付しています。

【令和3年度実施内容と期待される効果】

- 障害児地域訓練会運営費の助成基準
 - 障害児（幼児・学童）10人以上の参加
 - 週1回以上の活動実施
 - 3か月以上の継続実施
 - 協力者がいること
- 助成対象経費
備品、教材費、謝金その他運営に要する経費
- 期待される効果

障害児地域訓練会は不安を抱える障害児の親たちにとって、不安や悩みを相談し、様々な情報を共有し、子どもを含め当事者力を高める場として重要な機能を果たしています。また、当事者力や地域力を高めることにより、福祉サービスの適正利用につながります。

【実績及び今後見込み】

	平成28年度（決算）	平成29年度（決算）	平成30年度（決算）	令和元年度（決算）	令和2年度（見込）	令和3年度（見込）
団体数（か所）	56	56	53	52	59	55
助成額（千円）	56,337	64,666	52,735	50,809	55,876	57,796

※助成額は、下記の①+②

【事業費の内訳】

①障害児地域訓練会運営費助成事業

助成基準		令和2年度（予算）				令和3年度（予算）				
ランク	助成内容			団体数	予算額（千円）	助成内容			団体数	予算額（千円）
	回数	人数	助成額			回数	人数	助成額		
A	週1回	10人～15人	920	35	32,200	週1回	10人～15人	920	39	35,880
B		16人～20人	1,050	7	7,350		16人～20人	1,050	3	3,150
C		21人以上	1,190	6	7,140		21人以上	1,190	3	3,570
D	週2回	10人～15人	1,460	8	11,680	週2回	10人～15人	1,460	8	11,680
E		16人以上	1,590	3	4,770		16人以上	1,590	2	3,180
計				59	63,140				55	57,460

②地域生活支援事業 336千円（派遣費@5,000×60回、@2,000×18回）

障害児とその家族の地域生活を支えるため、社会参加の機会の少ない障害児の保護者や支援者等への働きかけとして、区福祉保健センター、児童相談所、特別支援学校等が主催する研修会などの場に障害児地域訓練会の経験豊富な会員（障害児の親）を派遣し、体験談の講話や助言等を行います。（平成24年度から開始）

- ③人件費 18,585千円 ④事務費 1,467千円
運営費助成、地域訓練会の運営支援に要する人件費、事務費を計上

【 事業開始年度 】 昭和48年度 【 根拠法令 】 社会福祉法人横浜市社会福祉協議会補助金交付要綱 社会福祉法人横浜市社会福祉協議会障害者支援センター心身障害児地域訓練会運営費助成事業要綱 社会福祉法人横浜市社会福祉協議会障害者支援センター障害児地域訓練会地域生活支援事業実施要綱 【 根拠とするデータ等 】 助成団体数及び助成額実績

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	内田 太郎	土屋 友美	

(こども青少年局 ー)

(様式②-1) 令和3年度事業計画書(局・統括本部)

[こども青少年局 障害児福祉保健課]

事業名
6款 3項 2目
学齢後期障害児支援事業

特記事項
中期計画-38の政策
中期計画-行政運営
中期計画-財政運営
新規・拡充

中期計画-38の政策
政策番号
31
主な施策番号
3

令和2年度 事業評価書 番号	6-3-2 14
令和2年度 事業評価書 番号	

(単位:千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県			市債	一般財源
令和3年度	127,659	27,909	13,954				85,796
補助事業 単独事業							
令和2年度	125,274	27,254	13,627				84,393
増△減	2,385	655	327	0	0	0	1,403

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予事業費	118,175	120,527	127,885
算市債+一般財源	94,598	96,950	84,734
決事業費	117,340	113,645	119,330
算市債+一般財源	102,160	99,012	83,522

歳出	令和4年度	令和5年度
予事業費	139,263	161,874
算市債+一般財源	98,382	107,547

方針の確認/決裁
有() 無()

【事業の目的・必要性】

1 事業の目的・必要性

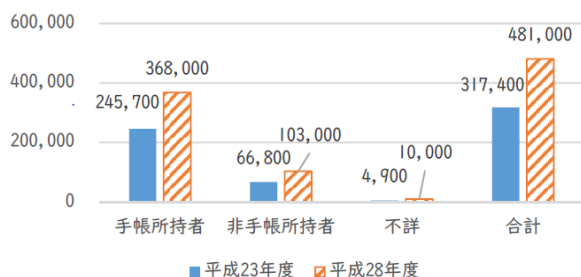
中学・高校生年代(学齢後期)の発達障害児等が成人期を迎えたときに円滑な自立生活を行えるよう、学齢後期の発達障害児等及びその家族等からの相談に応じ、専門的な指導又は助言を行うとともに、関係機関との連携等により、発達障害に起因する諸問題の解決に向けた支援を行います。

発達障害児等に相談支援や診療を提供できる社会資源は少なく、課題となっています。特に思春期を迎える年代である学齢後期においては、より複雑化する人間関係や進路の問題などをきっかけとして問題が顕在化することも少なくありません。学齢後期の発達障害児等を対象とした専門機関による相談・診療の場を確保し、発達障害に起因する二次的な障害(不登校、引きこもり、自傷・他害など)を防ぎ、成人期を迎えた時に円滑な自立生活を行えるよう、支援をする必要があります。

2 根拠・データ等

〈発達障害と診断された者の数〉

全国(人)



出典:厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査(全国在宅障害児・者実態調査)」(平成28年12月1日現在)

・全国的に発達障害と診断される人が増加しています。

【令和3年度実施内容と期待される効果】

1 実施内容

(1)発達障害児等及びその家族への支援事業を委託等により実施する(医療型2か所、福祉型1か所)。

- ・発達障害児等の診療等、心理評価(※医療型のみ)
- ・発達障害児等及びその家族等に対する相談支援、発達支援、勉強会やグループ活動実施
- ・学校等関係機関への発達障害児支援に関する助言(コンサルテーション)

(2)自閉症をはじめとする発達障害への理解を深めることを目的に、普及啓発を実施する。

2 期待される効果

中学・高校生年代(学齢後期)は、思春期特有の課題を抱えており、加えてこの時期に発達障害による生活のしづらさが顕在化することも多く、対応が遅れると重篤な二次障害を引き起こすこともあるため、この時期に支援を行うことで、その予防に寄与しています。

【実績及び今後見込み】

	29年度 (実績)	30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	2年度 (見込み)	3年度 (見込み)
新規利用者数	1,263	1,123	956	1,000	1,000
相談対応延件数	19,057	20,182	17,865	18,000	18,000

【 事業費の内訳 】

		2 年度	3 年度	差引	説 明
医療型 (委託)	人件費	52,122			業務の見直しを図ったことによる事務 費の減
	事務費	1,100			
	診療所収入	△ 3,902			
	計	49,320			
横浜市総合リハビリ テーションセンター (医療型) (指定管理)	人件費	44,425			リハビリテーション事業団内の人事異 動による人件費の増
	事務費	911			
	診療所収入	△ 4,032			
	計	41,304			
福祉型 (委託)	人件費	27,870			業務の見直しを図ったことによる事務 費の減
	事務費	2,650			
	賃借料・改修費	3,960			
	計	34,480			
自閉症啓発デー 合 計	啓発事業費	170	170	0	健康福祉局・教育委員会と合同開催
		125,274	127,659	2,385	

【 事業開始年度 】

平成13年度（平成13年度：医療型 1 か所、平成20年度：医療型 1 か所増、平成25年度：福祉型 1 か所増）

【 根拠法令 】

横浜市学齢後期障害児支援事業実施要綱

【 根拠とするデータ等 】

横浜市学齢後期障害児支援事業実施要綱第11条に規定する実施状況報告

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	内田 太郎		
		田島 絵美	大嶋 ゆり子

(こども青少年局 -)

(様式②-1) 令和3年度事業計画書(局・統括本部)

[こども青少年局 障害児福祉保健課]

事業名
6 款 3 項 2 目 身体障害者奨学金支給事業

特記事項
中期計画-38の政策
中期計画-行政運営
中期計画-財政運営
新規・拡充

中期計画-38の政策
政策番号 主な施策番号

令和2年度 事業評価書 番号	-
令和2年度 事業評価書 番号	

(単位:千円)

区 分	金 額	財 源 内 訳				一 般 財 源 等	
		国	県			市債	一般財源
令和3年度	4,906	0					4,906
補助事業 単独事業		補助率 %					
令和2年度	5,677						5,677
増△減	△ 771	0	0	0	0	0	△ 771

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度	歳出	令和4年度	令和5年度
予 事業費	9,693	8,097	7,281	予 事業費	4,906	4,906
算 市債+一般財源	9,693	8,097	7,281	算 市債+一般財源	4,906	4,906
決 事業費	8,019	7,224	5,925			
算 市債+一般財源	8,019	7,224	5,925			

方針の確認/決裁
有 () ・無 ()

【事業の目的・必要性】

経済的理由により就学が困難な身体障害児・者に対し、学資を支給することにより社会的自立を促進します。24年度から開始された公立高校授業料無償化を踏まえ、無償化の対象となる高校生を制度対象外としています。

経済的理由により就学困難な身体障害児・者が利用しやすい奨学金制度が少ないため、社会的自立を促す事業として必要です。

【令和3年度実施内容と期待される効果】

1 実施内容

次のいずれにも該当する者を支給対象として、支給決定者に奨学金を支給します。

- ①身体障害者手帳の交付を受けていること
 - ②志願者または保護者が1年以上市内に在住していること
 - ③対象となる学校に在籍していること
 - ④学業成績が良好であること
 - ⑤学資の負担が困難であること
- ※学業成績基準、所得制限あり

2 期待される効果

成績が優秀であるにもかかわらず、経済的理由から就学が困難な身体障害児・者が、進学により、社会的自立に必要な知識や就業に必要な技術を身に着けることが期待されます。

奨学金制度は、日本学生支援機構の奨学金や横浜市社会福祉協議会の生活福祉資金制度における教育支援資金等、貸与型の奨学金は複数ありますが、支給型の奨学金は、他に教育委員会の「横浜市高等学校奨学金制度」があるのみです。また、「横浜市高等学校奨学金制度」は対象が幅広く、身体障害者への学資資金としては狭き門となっています。このため、本奨学金を活用することで身体障害児・者の修学を援助し、社会的自立を促進します。

【実績及び今後見込み】

		月額 (上限) (円)	支度金 (上限) (円)	年額計 (上限) (円)	29年度 (決算) 人数	30年度 (決算) 人数	令和元年度 (決算) 人数	令和2年度 (予算) 人数	令和2年度 (決算見込) 人数	令和3年度 (予算) 人数
奨 学 金	大 学	公立	18,000	221,000	7	1	1	1	1	1
		私立	21,000	257,000	19	19	15	14	18	11
	高 校	私立	10,000	125,000	2	3	0	1	1	1
	特別支援学校		6,000	77,000	15	20	21	19	23	19
	専修・各種	公立	18,000	221,000	0	0	0	0	0	0
		私立	21,000	257,000	1	1	1	1	1	1
		上記以外	11,000	137,000	0	0	0	0	0	0
合 計					44人	44人	38人	36人	44人	33人
その他経費(円)					0	0	0	13,000	13,000	13,000
合計(円)					8,019,000	7,224,000	5,925,000	5,677,000	6,993,000	4,906,000

※決算値については、29年度より支度金が必要に応じた加算となっており、上限額未満の支給者がいるため、年額計(上限)の合計額と合いません。

【事業スケジュール】

- 4月 広報よこはま・市ホームページで募集(申請期間4月中旬～5月中旬)
7月 奨学生の採用・不採用決定
8月 奨学金支給

【事業開始年度】

昭和39年度

【根拠法令】

- 横浜市身体障害者奨学金支給規則
横浜市身体障害者奨学金支給要綱

【根拠とするデータ等】

助成人数及び助成額実績

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長 内田 太郎	係長 畑下 陽介	係 大嶋 ゆり子
--------------------	-------------	-------------	-------------

(こども青少年局 -)

(様式②-1) 令和3年度事業計画書(局・統括本部)

[こども青少年局 障害児福祉保健課]

事業名
6款 3項 2目 障害児施設等における福祉サービス継続支援事業(障害児通所支援事業所分)

特記事項
中期計画-38の政策
中期計画-行政運営
中期計画-財政運営
新規・拡充

中期計画-38の政策
政策番号
主な施策番号

令和2年度 事業評価書 番号	-
令和2年度 事業評価書 番号	

(単位:千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県			市債	一般財源
令和3年度	55,960	55,960					0
補助事業 単独事業		補助率	%				
令和2年度							0
増△減	55,960	55,960	0	0	0	0	0

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算 事業費	0	0	0
市債+一般財源	0	0	0
決算 事業費	0	0	0
市債+一般財源	0	0	0

歳出	令和4年度	令和5年度
予算 事業費	0	0
市債+一般財源	0	0

方針の確認/決裁
有()・無

【事業の目的・必要性】

障害児通所支援事業所等において、利用者や職員の感染等によって通常とは異なる特別な体制でのサービス提供を行う等、感染症拡大の影響により経費が増大している各種福祉サービスの事業者に対して、今後も必要なサービスを継続して提供できるようにするため、かかり増し経費を助成する。

【令和3年度実施内容と期待される効果】

新型コロナウイルス対策にかかる衛生用品の購入や事業継続に必要な人員確保のための賃金・手当等の費用を支援し、事業所における感染防止対策の充実及び事業所の継続的な運営体制を確保することで、利用者が今後も必要なサービスを受けることができる。

【実績及び今後見込み】

年度	R3見込
事業費	55,960
かかり増し経費補助	
補助金	52,960
委託料	3,000

【事業費の内訳】

	R3予算	積算内容
補助金		
児童発達支援	13,550	児童発達支援50×271,000円
放課後等デイサービス	38,550	放課後等デイサービス1150×257,000円
医療型児童発達支援	860	医療型児童発達支援5×172,000円
小計	52,960	
委託料	3,000	申請受付・審査
小計	3,000	
合計	55,960	

【事業開始年度】

令和3年度

【根拠法令】

児童福祉法 横浜市新型コロナウイルス障害福祉サービス継続支援事業等補助金交付要綱

【根拠とするデータ等】

所管施設数

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	内田 太郎	畑下 陽介	畑下 陽介

(こども青少年局 ー)